# 田中亮太税理士事務所ニュース

### 令和6年度 税制改正へ

## ★ News 『所得税・個人住民税の定額減税』について

定額減税

令和5年11月2日、政府は「物価高から国民を守る」対策として所得税・個人住民税の定額減税、 低所得者支援等を柱の一つとする『総合経済対策』を閣議決定しました。令和 6 年度税制改正法案 に盛り込まれ、来年1月招集の通常国会での可決成立を経て、令和6年6月実施される見込みです。

□ 定額減税(令和6年度税制改正法案へ) ◆ 恒久的制度減税ではない、一時的な措置

│納税者本人 + 配偶者を含む扶養親族 │

└─▶ 1人につき4万円の定額減税

令和6年分所得税から、3万円を減税 令和6年度分個人住民税から、1万円を減税

- ・過去2年間での所得税・個人住民税の税収増3.5兆円と見合う規模で実施される。
- 口低所得者世帯への支援 … 住民税非課税世帯支援を、3 月決定の支援開始分 3 万円に 7 万円 を追加支援し、合わせて1世帯当たり10万円を支援する。

#### ★ News 国税『森林環境税』…来年度(令和6年度)から導入

地球温暖化防止のみならず、洪水や土砂災害を防ぐためには森林の整備が大きな課題であるとし て、平成 31 年(2019 年)『森林環境税及び森林環境譲与税』が創設され、『森林環境税』は来年度(2024 年度)から、個人住民税均等割に併せて、国税として一律に1人年額1,000円の徴収が始まります。 なお『森林環境譲与税』は2019年度から、国から市町村と都道府県に対し按分・譲与されています。

森林整備のための税については、既に37府県で 独自の森林課税を行っており、国民に二重の負担 を課すことになるだけに、それぞれの課税目的や 使途を整備し有効に活用すること、税収は全額が 森林環境譲与税として地方へ譲与されますが、そ **の配分基準の検討など、課題**が指摘されています。

### 【実施されている府県の独自の森林税の例】

- ・愛知県「あいち森と緑づくり税」2009年度~
- ・岐阜県「清流の国ぎふ森林・環境税 | 2012 年度~
- ・三重県「みえ森と緑の県民税」2014年度~
- ・静岡県「森林(もり)づくり県民税」2006年度~

国税庁「多く寄せられる質問」から

## ★ News インボイス制度…「適格簡易請求書」の記載について

インボイス制度に関して、国税庁が問合せの多い質問をまとめ新たに公表した中で、「手書きの領 収書による適格簡易請求書の交付 | 等の取扱いについて、記載例が示されました。

「適格簡易請求書」は、インボイス発行事業者が、適格簡易請求書の交付ができる事業(不特定・多 数の者に資産の譲渡を行う小売業・飲食店業・旅行業・タクシー業など) を行う場合に交付することができ、 「適格請求書」と比べると、「書類の交付を受ける者の氏名又名称」の記載が不要である点、「税率ごと に区分した消費税額」又は「適用税率」のいずれか一方の記載でよいとする点が異なります。

記載例でも、手書きの領収書などに宛名は省略可能で、「上様」も可能としています。

また、従業員が消耗品等を立替払し、「適格簡易請求書」の宛名に従業員名が記載されている場合、 原則として仕入税額控除を行うことはできないとしたうえで、その従業員の所属が明らかとなる従 業員名簿等の保存をもって、仕入税額控除を行って差し支えないとしています。

☆当事務所の年末・年始休業とさせて頂きます。 12月29日(金)~1月4日(木) よろしくお願い申し上げます。

〒462-0844

名古屋市北区清水 2-19-9 1 F 田中亮太税理士事務所

TEL 052-982-9062 FAX 052-982-9063

